

目 次

作成の目的

大月市高齢者虐待防止10箇条

I 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは	1
1.1 高齢者虐待防止法	1
1.2 「高齢者虐待」の捉え方	1
2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	25
2.1 高齢者虐待対応の目的	25
2.2 高齢者虐待対応の基本的な視点	25
2.3 留意事項	30
3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	32
3.1 国及び地方公共団体の責務	32
3.2 国の役割	35
3.3 都道府県の役割	38
3.4 市の役割	43
3.5 国民の責務	52
3.6 保健・医療・福祉関係者の責務	52
3.7 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務	53
4 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について	57
4.1 はじめに	57
4.2 地方自治体の個人情報の取扱い	57
4.3 民間事業者の個人情報の取扱い	60
5 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応	62
5.1 高齢者虐待対応を担う市町村	62
5.2 権利行使が必要な場合の対応	62

Ⅱ 養護者による虐待への対応

1 組織体制	66
2 養護者による高齢者虐待対応	66
2.1 相談・通報・届出への対応	70
2.2 事実確認	74
2.3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定	82
2.4 行政権限の行使等	88
2.5 初動期段階の評価会議	119
2.6 情報収集と虐待発生要因・課題の整理	120
2.7 対応段階の評価会議	123
2.8 最終段階	125
3 養護者支援	126
3.1 養護者（家族等）支援の意義	126
3.2 リスク要因を有する過程への支援	129
3.3 養護者支援のためのショートステイ居宅の確保	131
4 財産上の不当取引による被害の防止	132

Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備	134
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	136
2.1 相談・通報・届出への対応	140
2.2 事実確認の準備と実施	145
2.3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針の決定	156
2.4 虐待発生要因・課題の整理	165
2.5 虐待の再発防止と必要な措置	175
2.6 モニタリング・評価	179
2.7 終結段階	182
3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表	184